

# 財政状況等一覧表（平成23年度決算）

(単位:百万円)

団体名 菊川市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
7,476	2,924	1,017	11,417

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円、土地取得特別会計の場合「万円」)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	18,383	17,771	612	563	345	18,947	
保養センター「小菊荘」特別会計	0	0	0	0	-	0	H22.4から廃止
土地取得特別会計	2	2	0	0	-	0	
一般会計等	18,383	17,771	612	563	345	18,947	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,221	1,195	26	440	21	2,674	110	法適用企業
病院事業会計	5,074	5,260	△ 186	896	805	6,677	4,347	法適用企業
下水道事業特別会計	614	614	0	0	285	4,649	4,138	
国民健康保険特別会計	4,546	4,241	305	305	335	-	-	
老人保健特別会計	0	0	0	0	0	-	-	
後期高齢者医療特別会計	331	330	1	1	66	-	-	
介護保険特別会計	2,826	2,803	23	23	535	-	-	
公営企業会計等 計				1,665		14,000	8,595	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
小笠老人ホーム施設組合	158	141	17	11	-	-	-	
東遠広域施設組合	648	629	19	19	38	769	261	
掛川市・菊川市衛生施設組合	1,364	1,341	23	23	-	3,581	1,600	
中東遠看護専門学校組合	429	408	21	21	2	65	7	
東遠地区聖苑組合	239	236	3	3	7	265	84	
東遠学園組合	694	630	64	64	-	62	13	
牧之原市・菊川市学校組合	205	192	13	13	2	109	13	
静岡県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,975	1,962	13	13	-	-	-	
静岡県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	329,487	325,937	3,550	3,550	3,760	-	-	
静岡県市町総合事務組合	6,667	6,530	137	137	1,380	-	-	
東遠工業用水道企業団	113	99	14	50	6	-	-	法適用企業
静岡県大井川広域水道企業団	4,026	2,951	1,075	1,253	1,282	20,778	259	法適用企業
静岡地方税滞納整理機構	370	322	48	48	-	-	-	
一部事務組合等 計				5,205		25,629	2,237	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
有限会社菊川生活環境センター	51	344	6	-	-	-	-	-	
菊川市土地開発公社	0	14	4	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			10	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成22年度 決算 A	平成23年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,002	2,285	283
減債基金	252	2	△ 250
その他充当可能基金	616	619	3
充当可能基金 計	2,870	2,906	36

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成22年度 決算 A	平成23年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成22年度 決算 A	平成23年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.84	4.92	0.08	13.11	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	20.48	19.51	△ 0.97	18.13	30.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	17.8	16.5	△ 1.3	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	113.6	94.4	△ 19.2	350.0					
財政力指数	0.76	0.73	△ 0.03						
経常収支比率	79.4	84.4	5.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成22年度決算における基準である。